

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4資第86-6号
令和5年（2023年）7月6日

長野県知事 阿部 守一

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

| 根拠条項 | 内容及び関係図書 | 公表及び縦覧するもの（○を付す） |
|------------------------------|---------------------------------|------------------|
| (1) 条例第33条第1項 | 事業計画概要書 | |
| (2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む) | 事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む) | |
| (3) 条例第39条第1項 | 事業計画書 | |
| (4) 条例第42条第5項 | 見解書及び意見書（写） | ○ |
| (5) 条例第46条第2項 | 最終見解書 | |
| (6) 条例第48条第2項 | 事業計画廃止届出書 | |

2 公表する事項

| 事項 | 内容(該当する項のみに記載する) | | | | |
|---|---|--|---|---|---|
| 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) | 株式会社寿バイオ 代表取締役 赤羽 時江 長野県塩尻市大字広丘吉田670番地1 | | | | |
| 申請の区分（I） | 再生活用業の事業範囲変更指定 | | | | |
| 条例第42条 | ①廃棄物の処理施設の設置の場所 | 塩尻市大字広丘吉田670番地1 | | | |
| | ②廃棄物の処理施設の種類 | 中間処理施設（エステル化、遠心分離） | | | |
| | ③処理を行う廃棄物の種類 | ○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） 以上、いずれも特別管理産業廃棄物を除く。 | | | |
| | ④廃棄物の処理施設の処理能力 | ○エステル化施設 460ℓ/日（14時間稼働） ○遠心分離施設 1,000ℓ/日（12.5時間稼働） | | | |
| | ⑤変更の概要(変更許可等の場合) | <table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）</td><td>○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。）</td></tr></tbody></table> | 新 | 旧 | ○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） |
| 新 | 旧 | | | | |
| ○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） ○遠心分離する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） | ○エステル化する産業廃棄物 廃油（廃食用油に限る。） | | | | |

| | | |
|-----------------|-----------------------------|--|
| 条例第42条 | ⑩対象周辺地域の範囲及びその根拠 | (範囲) 塩尻市広丘吉田3区及び5区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5) |
| | ⑪対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲並びにその根拠 | (範囲) 塩尻市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号 |
| | ⑫事業計画書(見解書)の閲覧場所、期間及び日時 | (場所) 株式会社寿バイオ 事務所 (期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く。) (時間) 午前9時から午後5時まで |
| | ⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所 | (日時) 令和5年5月30日(火) 午後6時から 午後7時まで (場所) 塩尻市大字広丘吉田440番地3 吉田西防災コミュニティーセンター |
| 関係図書 の 縦覧 | 縦覧に供する場所 | 松本地域振興局環境・廃棄物対策課 |
| | 縦覧期間 | 令和5年7月7日(金)～令和5年8月7日(月) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) |
| | 縦覧時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |

3 提出できる意見

| 根拠 | 対象 | 意見できる内容 | 様式 | 期限及び提出先 |
|------|---|----------|-----|---|
| 第43条 | ○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 | ○見解書について | 15号 | ○提出期限 令和5年8月7日(月) ○提出先 〒390-0852 松本市島立1020 長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課 |

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。